

令和 6 年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開 催 日 時	令和 6 年 7 月 5 日（金） 9 時 58 分～10 時 55 分
	開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（5名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（5名）	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子（敬称略）
	事務局（4名）	永野労働局長 森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議 題		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について</li> <li>2 令和 6 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について</li> <li>3 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 号の適用について</li> <li>4 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について</li> <li>5 運営小委員会の委員の指名について</li> <li>6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて</li> <li>7 今後の日程調整について</li> <li>8 その他</li> </ol>
配 付 資 料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 56 期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿</li> <li>2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定（案）・実績表</li> <li>3 令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表</li> <li>4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）自動車（新車）小売業</li> <li>（2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>5 鹿児島県特定（産業別）最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）自動車（新車）小売業</li> <li>（2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて</li> </ol> <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料 1（経済情勢等参考資料）…資料 1～資料 14</li> <li>・参考資料 2（運営規程関係資料）…①～⑤</li> </ul> <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金の改正決定について（諮問）（写）</li> <li>・令和 6 年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）</li> </ul>

- 小城賃金室長  
おはようございます。  
定刻前ではございますが、皆さんお集まりのようなので、これより令和6年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。  
委員の皆様には、誠にお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。  
本日は、本年度最初の審議会でございます。また、委員の辞任に伴う新たな委員を任命いたしましたので、開催に先立ちまして、ご出席の委員の皆様をご紹介します。  
お手元の青いインデックスの資料ナンバー1に委員名簿がございますのでご覧ください。  
公労使それぞれの委員において新たに就任されました方もおられますので、本日は改めて名簿の記載順に従ってご紹介いたします。  
まずは、公益委員からご紹介いたします。伊藤委員でございます。
  
- 伊藤委員  
伊藤です。よろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
続きまして、川口委員でございます。
  
- 川口委員  
川口です。よろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
瀬口委員でございます。
  
- 瀬口委員  
瀬口です。よろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
松枝委員でございます。
  
- 松枝委員  
松枝でございます。よろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
松本委員でございます。
  
- 松本委員  
松本です。よろしくお願いいたします。

- 小城賃金室長  
続きまして、労働者代表委員をご紹介します。  
海蔵委員でございます。
- 海蔵委員  
海蔵と申します。どうぞよろしく申し上げます。
- 小城賃金室長  
喜入委員でございます。
- 喜入委員  
喜入です。よろしく申し上げます。
- 小城賃金室長  
櫻井委員でございます。
- 櫻井委員  
櫻井です。よろしく申し上げます。
- 小城賃金室長  
白石委員でございます。
- 白石委員  
白石です。よろしく申し上げます。
- 小城賃金室長  
眞下委員でございます。
- 眞下委員  
眞下です。よろしく申し上げます。
- 小城賃金室長  
続きまして、使用者代表委員をご紹介します。  
岩重委員でございます。
- 岩重委員  
岩重でございます。よろしく申し上げます。

- 小城賃金室長  
千代森委員でございます。
- 千代森委員  
千代森です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長  
濱上委員でございます。
- 濱上委員  
濱上でございます。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長  
本坊委員でございます。
- 本坊委員  
本坊です。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長  
森山委員でございます。
- 森山委員  
森山でございます。よろしくお願いします。
- 小城賃金室長  
最後に事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。  
鹿児島労働局長の永野でございます。
- 永野労働局長  
よろしくお願いします。
- 小城賃金室長  
労働基準部長の森川でございます。
- 森川労働基準部長  
森川でございます。よろしくお願いします。

- 小城賃金室長  
賃金室長補佐の西野でございます。
  
- 西野賃金室長補佐  
西野です。よろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
そして私、賃金室長の小城でございます。よろしくお願いいたします。  
本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。  
それでは、本年度の第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。  
本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。  
この議事録を正確なものにするため、進行役を除きましてご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。  
また、マイク同士の干渉を避ける為、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくよう併せてお願いいたします。  
それでは、本年度最初の審議会でございますので、審議に先立ちまして、永野労働局長よりご挨拶を申し上げます。
  
- 永野労働局長  
本日は大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
日頃より鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。  
昨年度は、コロナ禍からの改善傾向が見られる一方、原材料費等の高騰による影響も大きく認められる中で、中央最低審議会から示された目安額Cランク 39円という状況におきまして、大変厳しい日程の中、長時間に亘り熱心なご審議をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。  
今年は、春季、春の交渉の賃上げ率が高い伸び率となっております。  
この賃上げの流れを非正規雇用労働者や多くの労働者が働いている中小企業にもしっかりと波及させることが大事であり、最低賃金による底上げも大変重要であると考えております。  
委員の皆様におかれましては、賃上げの状況、物価の動向、企業の状況などを十分に考慮していただきまして、真摯な議論をお願いいたしますとともに、審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりまして私からの挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
  
- 小城賃金室長  
それでは、議事に入らせていただく前に、会長の確認をさせていただきます。現在の第56期鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの

2年間となっておりますので、昨年度に続きまして、会長は松枝委員とさせていただきます。  
よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

なお、昨年度、会長代理の山本委員が辞任されましたので、この後、会長代理の選出をお願いいたします。

それでは、ご確認いただきましたので、これからの進行につきましては、松枝会長にお願いします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

改めまして、皆様、おはようございます。

昨年度に引き続き、会長の任を拝しました松枝と申します。

本日は非常にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

今月の後半、また来月にかかり、非常にタイトなスケジュールの中、厳しい討議になるかと思いますが、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和6年度第1回の鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、開会に先立ち、本審議会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 小城室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる15名の委員にご出席いただいております、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は、有効に成立しておりますので、これから審議を始めたいと思いますが、先ほど、事務局からの説明がありましたとおり、山本会長代理が辞任されましたので、会長代理を選出させていただきます。

これにつきましては、最低賃金法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するということになっておりますが、慣例により公益委員より候補者を推薦した上で皆様にご承認いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、会長代理の推薦につきましては、先般開催いたしました公益委員会で協議済みでございますので、私からその結果を報告させていただきます。

会長代理に川口委員を推薦いたしますので、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただいたということで、会長代理は川口委員にお願いいたします。

次に、会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 小城室長

はい。それでは、会議の公開につきまして、ご説明いたします。

会議の公開は、お手元にお配りしました赤色のインデックスの資料2の①、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程第6条により、会議は、原則として公開するとされており、次の7条にて、会議資料も原則として公開するとされております。

事務局にて、赤色のインデックスの資料2の④の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領に基づき、会議開催の周知を行いましたところ、4名の傍聴の希望がございました。この4名は、鹿児島県労働組合総連合及び同労組加盟の労働組合所属の方々です。

また、南日本新聞社、NHK、KTSの記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

公開要領の項目5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとしてされております。

また、青色のインデックスの資料2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定(案)・実績表の最上段、本審の欄に記載しておりますが、第1回から第4回本審までの各議題につきましては、毎年、お諮りしている定例的な議題でございますので、今年度も、定例的な議題に関しましては、第1回から第4回本審まで一括して、公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、会長のご判断をお願いいたします。

それでは、第1回から第4回本審までの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、会長のご判断をお願いいたします。

○ 松枝会長

ありがとうございました。

審議会の会議の公開につきましては、ただ今、事務局から説明されましたとおり、審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されております。

私としましては、本審の議題のうち、この青の資料2に記載されております定例的な議題につきましては、特に内容からして非公開にする理由はないかと思っておりますので、傍聴と取材、また会議資料の配付を認めることとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、傍聴と取材を認めることにしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 松枝会長

それでは、再開いたします。

本日の議題は、皆さんのお手元に、第1回本審という青色のタグを1枚めくっていただいた上の議題にありますように、1番の令和6年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてから8番目のその他までの8項目となっております。

まず、1番目の議題は、令和6年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてでございます。

この件に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 西野賃金室長補佐

令和6年度ですね、鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営について、ご説明いたします。

お手元の資料ですね、青色のインデックスの3をご覧ください。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表ということでお付けしております。一覧表の別添1の方は、地域別最低賃金の場合が掲載されております。一覧表の上の方に、項目としまして、答申(要旨公示)、異議申出締切、官報公示、発効と4つの項目が書かれております。一番右の発効の欄をご覧ください。発効ですね、上から5番目に、赤文字で9月29日、日曜日、上から6番目に10月2日、水曜日というふうに書かれております。県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しておりますが、今申しましたように今年の発効日は10月1日がございません。このような場合にはですね、10月1日を発効日とするためには指定日発効という方法によることができまして、9月29日、日曜日以前の発効日を10月1日に指定して発効するようにすることにしております。

発効欄が9月29日の行のですね、一番左を見ていただきますと、答申が8月5日、月曜日ということになっております。先ほど申しましたように、地域別最低賃金の指定発効日を10月1日、火曜日とするためには、答申期限は8月5日、月曜日ということになります。

一方、特定(産業別)最低賃金につきましては、同じ一覧表の別添2の方に掲載されております。2枚程めくっていただければ別添2がございます。別添2の一番右の項目の発効欄を同じくご覧ください。めくっていただきまして、12月29日、日曜日というのがあるかと思えます。そこの一番左を見ますと10月31日、木曜日ということになります。同様にですね、産業別最低賃金を年内発効とする場合、答申期限が10月31日、木曜日ということになります。なお、特定産業別最低賃金については、以下、産業別最低賃金と呼ばさせていただきます。

続いて、青色のインデックス2をご覧ください。A3の紙ですね、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表ということでございます。表の上半分ですね、は令和6年度の審議会運営予定です。また、下側、下半分は令和5年度実績で、表の中に日付が入っております。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。さらに、下の欄の括弧の中ですね、令和4年度の実績でございます。

表の左側の端っこにはですね、審議会の種類が書いております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車(新車)小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会というふうに並んでおります。それぞれの欄を右に移動していただきますと、月ごとのですね、各部会等の運営状況となっております。

さらに表の中に丸数字が入っております。

下側を先に見ていただきますと、昨年度の審議会等の開催順番ということになります。

上側、上半分は昨年度実績を参考にしました本年度における審議会のおおよその開催順番であるのご理解いただければ幸いです。

それではですね、表の上側に書かれております令和6年度審議会運営予定について、①から⑱まで、長くなりますが、順番に説明いたします。

まず、①の第1回公益委員会、これは既に6月14日に開催済みでございます。この会議では、公益委員の役割分担などを協議していただきました。

②第1回本審は本日開催、今ですね、になります。

地方最低賃金審議会での諮問は、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することになっております。6月25日に中央最低賃金審議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日、第1回本審ということで開催させていただきました。

続きまして、③県最賃専門部会委員の推薦公示と④県最賃専門部会の委員任命と⑤第1回県最賃専門部会について説明いたします。

県最賃専門部会につきましては、本日の県最賃改正諮問の後、県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。公示期間を経て、専門部会委員を任命させていただきます。その後、第1回県最賃専門部会を開催いたします。

続きまして、⑥の第2回公益委員会は、目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催させていただきます。

⑦の第2回本審は、中央最低賃金審議会の目安答申が行われた後に開催することとなりま

す。

なお、中央最低賃金審議会における目安答申が7月の下旬の予定とされています。

目安答申を受けてから、⑧から⑩の県最賃専門部会で集中的に金額審議をしていただくということになります。例年、3回から5回の専門部会で結審しているところです。先ほど10月1日の指定日発効につきまして、8月5日結審というふうに述べましたけれども、当局でも10月1日発効を目標としつつ、近年の状況も考慮しながら予定を立てております。いずれにしても極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されます。

⑫の第3回本審につきましては、県最賃専門部会で結審した場合、早期発効を意識して、その当日に第3回本審を開催し、答申をいただくことを考えております。

⑬の最賃決定要旨の公示については、第3回本審で改正の答申をいただき、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。なお、意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内ということになっております。

今までちょっと県最賃のことを言っていましたがいりませんが、少し離れまして、産業別最低賃金に関する手続きを挟ませていただきます。具体的には、⑭の第1回運営小委員会、⑮の第2回運営小委員会になります。

産業別最低賃金の改正の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。

そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金について、第4回本審において、必要性の答申、改正諮問を行い、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯これが第4回本審ということになりますが、第4回本審は、⑬で公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくこととなります。基本的には、異議申出締切の翌日に開催することとなります。

⑰は最賃決定の官報公示でございます。

第4回本審で、異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

審議会運営予定案の作成におきましては、県最賃の早期発効というものに配慮しています。委員の皆様方におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、本年度の審議会の流れについて説明をいたしました。

なおですね、具体的な開催日時事務局案につきましては、後ほどご説明させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

## ○ 松枝会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局からこれからのスケジュールの説明がありましたが、これに対しましてご質問やご意見等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

それでは、特にご異議がなければ、今年度の審議会運営につきましては、概ねこちらの資料2に沿って運営していくことにしたいと思います。また、他に審議すべき事項等イレギュラーな事項が発生しました場合には、このスケジュール以外にも開催する場合があるかもしれないということをご承知おきいただければと存じます。

○ 松枝会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、令和6年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてでございます。

事務局は、諮問文の準備をお願いいたします。

(机上資料配付)

○ 永野局長

局長の永野でございます。

諮問文をお渡しする前に、私から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて諮問いたしますが、簡単に経済状況などの背景についてご説明をさせていただきます。

最近の経済情勢は、内閣府の6月の月例経済報告によりますと、景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復しているとされており、県内は、日銀鹿児島支店の金融経済概況によると、年明け以降、景気は、持ち直しているとされておりましたが、5月には景気は、緩やかに回復しているとされ、最新の7月1日発表の分析でもその判断は維持されております。

また、鹿児島財務事務所が4月に発表した鹿児島県内の経済情勢報告によりますと県内経済は、回復しつつあるとの判断もなされているところでございます。

一方、県内の雇用失業情勢につきましては、有効求人倍率は、1倍台を維持しているものの5月は、1.17倍と前月を0.04ポイント下回り、改善の動きにやや弱さがみられ、物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要な状況となっております。

こうした中、本年6月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版におきまして、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会できっかりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされております。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げました県内の経済情勢等を踏まえ、最低賃金額の改定が必要であると判断しました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等に加えて、今申し上げました経済財政運営と改革の基本方針 2024 と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版の内容にも配慮してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としても、最低賃金引き上げの影響が大きい業種や中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援するため、今後一層、業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの周知や活用促進に取り組んでまいります。

それでは、諮問文をお出しさせていただきますと思います。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 に配慮した、貴会の調査審議を求める。

よろしく願います。

○ 松枝会長

ただ今、諮問文をいただきましたので、まずは中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○ 小城室長

今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6月25日、火曜日に中央最低賃金審議会が開催されて目安諮問がなされ、同日、第1回目の目安小委員会が開催されております。今後は、第2回が7月10日、3回が7月18日、4回が7月23日に予定されておりますので、7月下旬には審議会が開催され、目安答申が行われることとなっております。これは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではありません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げたいと思っている次第です。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、今の日程の説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

では、次に、3番目の議題の鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についての議題に入らせていただきます。

先ほど永野労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がございましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条第5項は適用しておりません。

審議会令第6条第5項で、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されております。

簡単に説明いたしますと、原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まった事項をもって、この本審の決議とすることができるということでございます。

しかしながら、第6条第5項を適用しないということは、県最賃の専門部会で決まったことを、再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするということになります。

鹿児島県の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で、再度、決議してきております。

本年度も、例年同様、第6条第5項を適用せずに、専門部会の決議だけではなく、やはり皆様揃った本審の決議を必要とするということとしていきたいと思っておりますが、この点につきまして、お諮りしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用せず、本審の決議を必要とすることといたします。

○ 松枝会長

次に、第4番目の議題に入ります。

4番目は、産業別最低賃金の改正に関する申出についてでございますが、これについて事務局より説明をお願いいたします。

○ 西野賃金室長補佐

それではですね、産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明につきまして、ご説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、1つ目が、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、2つ目が、百貨店、総合スーパー、3つ目が、自動車(新車)小売業の3業種について決定されております。

例年、それぞれの関係労働団体から産業別最低賃金の改正等に関する意向表明が3月頃にあり、これを経て7月に申出が提出されます。

今日現在の状況ではですね、改正等の申出を行いたいという意向表明が、本年3月から4月に、2つの関係労働団体から提出されております。

お手元の資料のですね、青色のインデックス4の①と4の②をご覧ください。写しを添付しております。

インデックスの4の①は、自動車(新車)小売業に関するものです。

令和6年4月4日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同日受理しております。

インデックス4の②ですね、は電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関するものです。令和6年3月13日、京セラ労働組合同支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出があり、同様に同日受理しております。

例年7月にですね、改正の申出がなされます。それを受けまして、まず第2回本審におきまして、産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行わせていただきます。その後、運営小委員会にて必要性の有無の審議を行っていただきます。

運営小委員会で改正の必要性有りとの結論が出た場合は、それを受けまして、本審で必要性の答申を行っていただきます。その後、第4回本審におきまして金額改正諮問を行い、そして、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただくという流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出されました中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告というものがございます。

本日、お手元にですね、この書籍の要覧ですね、これをもしお持ちでしたらご覧いただきたいと思うのですが、220ページから223ページに当該報告がございます。

平成14年12月に出されました中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の中ですね、関係労使のイニシアティブの発揮により、一層円滑な審議と運用がなされることが謳われております。

赤色のインデックスで、資料2の⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてをご覧ください。

関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての中で、改善を図るために、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全会一致の議決に向けた努力、関係労使の自主的な努力による周知及び履行、適用労働者数等の通知などについて全会一致で決定しております。

そのうちの適用労働者数等の通知につきましては、本日の青色インデックス5の①と5の②のとおり、関係労使あてに、既に通知しているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっておりますので、このことにつつま

しては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするかをお決めいただくこととなります。  
以上で説明を終わります。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

産業別最低賃金の改正に関する申し出につきまして、ただいま事務局より説明がございましたが、今の説明につきましてご質問等ございませんでしょうか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

特になければ、次に進ませていただきます。

次に、5番目の議題の運営小委員会の委員の指名についてでございます。

この件に関しましても、事務局からまず説明をお願いいたします。

○ 小城室長

それでは、運営小委員会の委員の指名につきまして、ご説明いたします。

運営小委員会は、お手元の赤色のインデックスの参考資料2の①の審議会運営規程第3条によりますと特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができとなっております。

実際には、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっております。先ほどご説明させていただきましたとおり、本年3月と4月に申出の意向表明が提出されております。

また、運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の③ですね、運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名するとなっております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、これまでの慣行に沿って、本年度も公労使各側で協議していただいて、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思いますと思っております。

公益委員につきましては既に協議済みでございますので、私の方からご報告いたします。

伊藤委員、瀬口委員、で私、松枝が推薦されておりますので、ご報告させていただきます。

労側と使側でもし決まっておりましたら、この場で発表していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、労側からお願いいたします。

白石委員。

○ 白石委員

白石です。

労働者側の方はですね、海蔵委員、眞下委員、そして私、白石になります。  
よろしく願いいたします。

○ 松枝会長

続きまして、使用者側からもお願いいたします。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上でございます。

使用者側は、岩重委員、千代森委員、そして私、濱上の3人でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、労使各側からご推薦いただきましたので、改めまして、運営小委員会の委員として私の方から指名いたします。

労働者側は、海蔵委員、眞下委員、白石委員。

使用者側は、岩重委員、千代森委員、濱上委員。

公益側は、伊藤委員、瀬口委員、私、松枝ということで、合計9名で運営小委員会を担当していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 松枝会長

続きまして、6番目の最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城室長

最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきましては、今年度も第2回本審前に第1回専門部会を開催することとしましたので、第1回本審において説明いたします。

最低賃金法第25条で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、青色

のインデックス資料6をご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。同条項によると、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行うこととしております。公示の期間を7月5日から7月17日までとしています。意見書の提出も予想されるところです。

意見陳述の取扱いについては、意見書も提出されることを想定して、第1回専門部会で、例年と同様の枠組みで、複数人でも全体で10分から15分の範囲で意見陳述を受けることとさせていただきたいと考えております。

これまで意見陳述の取扱いについては、専門部会でお決めいただいた経緯がございますので、第1回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよいか正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で、金額審議の前に、意見陳述を受けることとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局説明につきまして、今までの経緯と第1回専門部会の冒頭で取り扱いについて決めるということのご説明がございましたけれども、その点につきまして何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

分かりました。

それでは、7番目の議題に進ませていただきます。

7番目は、今後の日程調整についてでございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

(机上資料配付)

○ 西野賃金室長補佐

それではですね、ただいま机上配布させていただきました令和6年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づきましてご説明をさせていただきます。

今からですね、ご説明いたします日程案は、中央最低賃金審議会の目安が、7月25日頃までにですね、答申されることを前提にしたものでありまして、委員の皆様方の日程調整結果

等を踏まえた事務局案でございます。

日程案のですね、表面をご覧ください。

本日がですね、第1回本審ということになります。

第2回本審はですね、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達という内容になりますので、目安答申が出された後ということになります。

事務局案としましては、第2回本審を7月30日、火曜日15時からこの会議室で開催させていただきたいと考えております。

第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定でございますので、改正の申出につきましてはですね、事務手続等の関係から7月23日、火曜日までというふうにさせていただきたいと考えております。

次に、県最賃専門部会の日程について説明いたします。事務局案といたしましては、第1回専門部会における審議内容は、部会長等の選出、関係労使の意見陳述、労使各側の基本的な考え方などでありまして、具体的な金額審議は第2回以降となることを踏まえ、第2回本審より前の7月22日、月曜日10時から、この会議室で第1回専門部会を開催したいと考えております。

第2回専門部会は8月1日、木曜日の10時から、第3回専門部会は8月5日、月曜日10時から、第4回専門部会は8月7日、水曜日10時から、第5回専門部会は8月9日、金曜日10時から、いずれもこの会議室においてという日程案を事務局の方では考えております。

第3回本審につきましては、できる限り早い発効を考慮いたしまして、結審した専門部会と同じ日の開催を事務局案として考えております。本年度は、第3回以降の専門部会を10時から開催し、第3回本審を同日の15時からと考えております。本審のみの委員の皆様にはですね、専門部会終了後すぐにその日の開催の有無を電話やメール等で連絡させていただく予定としております。

異議申し出があった場合の第4回本審につきましては、できるだけ早い発効を考慮して、異議申し出締め切り日の翌日に開催させていただくこととしまして、第3回県最賃専門部会で結審した場合は8月21日、水曜日の10時から、第4回県最賃専門部会で結審した場合は8月23日の金曜日10時から、第5回県最賃専門部会で結審した場合は8月27日、火曜日10時から、場所はいずれもこの会議室において開催させていただくことを予定しております。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただきますように、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。

第1回目は、8月19日、月曜日の10時から、2回目は8月20日、火曜日の10時から、いずれもこの会議室において開催させていただくことを予定しております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様方には1回目に参加していただくことにしたいと考えております。

したがって、運営小委員会のオブザーバー推薦の提出期限につきましては、第2回本審において提案をさせていただきたいと考えております。

事務局案につきましては、以上でございます。

日程案は、いずれも中央最低賃金審議会の目安が7月25日までに答申されることを前提としたもので、あくまでも事務局案として提案させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局案につきまして、全て一括してご意見等をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

非常にタイトかつ流動的なスケジュールで、委員の皆様にはご苦勞をおかけすると思いますが、もし何かご意見等ございましたらお伺いできればと思います。

よろしいですかね。

(質問等なし)

○ 松枝会長

では、提案された事務局案どおりとさせていただきます。

では、以上の日程等について他にご意見等なければ、最後の議題のその他に移らせていただきます。

事務局から何かございますでしょうか。

○ 小城室長

はい。すみません。

では、私の方から2点ございます。

1点目はお願い事でございます。

7番目の議題「今後の日程調整」の件ですが、先ほど、中賃の目安が7月25日までに答申されることを前提とした案をご了承いただいたところですが、万が一、目安答申が7月26日以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り、現在、確保していただいている日時を生かす形で、委員の皆様と調整させていただきたいと考えておりますので、その際にはどうぞご協力方、よろしく願いいたします。

また、2点目は、先ほど令和6年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置することになります。

このため、事務局で専門部会委員の推薦の公示をいたしますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月17日、水曜日までとさせていただきたいと思っております。

時間的に余裕がなく誠に申し訳ございませんが、よろしく願いしたいと思っております。

私からは、以上です。

○ 永野局長

私からもお願いがございます。

本年度の審議日程につきましては、今後の中賃答申が7月下旬の予定となっていることから、昨年と同様に大変厳しい日程での審議となりなります。

審議におきましては、委員の皆様にご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、労使双方が納得する形で、結論を出せるよう真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。

労働局といたしましても、最大限の努力をしてみたいと思っておりますので、何卒ご理解をいただきまして、今後の審議会の円滑な運営に各別のご尽力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

○ 松枝会長

ありがとうございました。それでは、ただ今説明がありましたとおり、専門部会の委員の推薦の公示は7月17日、水曜日までということによろしゅうございますか。

(質問等なし)

○ 松枝会長

それでは、他にご意見等がなければ、最後に議事録の確認者を指名いたします。

労側は、白石委員でお願いできますか。

使側は、濱上委員でお願いできますか。

はい。

以上をもちまして、本日予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれで終了いたします。ありがとうございました。